

あなたにできる
寄り添う支援があります

参加費
無料

令和6年度
成年後見制度法人後見事業・日常生活自立支援事業
生活支援員養成講座開催

☆高齢者や障害のある方が安心して
生活するためのお手伝いをしませんか？

☆興味のある方どなたでも参加できます！！

日時：令和6年7月27日（土）

10:00～11:45

場所：益城町保健福祉センターはぴねす 会議室1・2

（益城町惣領1470）

内容：①認知症高齢者理解と障がい者の特性と理解について

②成年後見制度法人後見事業・日常生活自立支援事業
について

③生活支援員の活動について

対象：益城町在住の人

・成年後見制度法人後見事業とは・・・

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、家庭裁判所から選任された後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

その制度の中で、社会福祉協議会が法人として選任を受け、対象である住民の権利を擁護するための支援を行う事業です。

・日常生活自立支援事業とは・・・

高齢者や障がい(知的・精神)の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを行い、その生活を支援する事業です。

生活支援員とは・・・

事業担当職員が本人との面談により「生活支援計画」を作成し、この計画に基づいて支援する人を生活支援員と言います。

令和6年度

成年後見制度法人後見事業・日常生活自立支援事業 生活支援員養成講座 受講申込書

名前(ふりがな)	
住所	
電話番号	
生年月日	
受講の動機	

※申し込みは、持参されるか電話、FAX及びQRコードより、お申込みください

申込先：益城町社会福祉協議会（在宅福祉課）
（益城町惣領1470）

TEL:096-214-5566 FAX:096-214-5567

MAIL:zaitakufukushi@mashiki-shakyo.or.jp



QRコード